2　前項第一号イ(1)(ii)の措置を導入し、かつ、当該措置の適用を受ける労働者が生じた事業主の雇用する労働者が、当該措置の促進に資する取組として厚生労働省職業能力開発局長が定めるものを実施した場合にあつては、当該事業主に対しては、同項第二号ロに定める額に加え、当該措置の適用を受ける労働者の数（当該措置の適用を受ける労働者が十人を超える場合は、十人までの支給に限る。）に七万五千円（中小企業事業主にあつては、十五万円）を乗じて得た額を支給するものとする。

第百三十二条中「次条第一項第一号ハ(1)」の下に「から(3)まで」を加え、「同号ハ(2)」を「同号ハ(4)」に改める。

第百三十三条第一項第一号ハ(1)中「キャリアアップ計画」の下に「及び職務に関連した専門的な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等又は第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(i)(イ)から(ハ)までに規定する転換に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等（以下この項において「一般職業訓練」という。）（専門実践教育訓練を活用したものを除く。以下この(1)及び(2)並びに次号イ及びロにおいて同じ。）の訓練実施計画（以下この項において「一般職業訓練実施計画」という。）」を加え、「職務に関連した専門的な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等又は第百十八条の二第一項第一号ハ(1)(i)(イ)から(ハ)までに規定する転換に必要な技能及びこれに関する知識を習得させるための職業訓練等（以下この項において「一般職業訓練」という。）（次の(2)に定めるものを除く。以下この(1)及び次号イにおいて同じ。）」を「一般職業訓練」に改め、同号ハ(4)中「（有期実習型訓練に係る計画をいう。）」を削り、同号ハ(4)を同号ハ(5)とし、同号ハ(3)中「キャリアアップ計画」の下に「及び次のいずれにも該当する職業訓練（以下この項において「有期実習型訓練」という。）の訓練実施計画（以下この項において「有期実習型訓練実施計画」という。）」を加え、「（次のいずれにも該当する職業訓練（以下この項において「有期実習型訓練」という。）」を「（有期実習型訓練」に改め、同号ハ(3)を同号ハ(4)とし、同号ハ(2)中「キャリアアップ計画」の下に「及び一般職業訓練実施計画」を加え、「次号ロ」を「次号ハ」に改め、同号ハ(2)を同号ハ(3)とし、同号ハ(1)の次に次のように加える。

(2)　キャリアアップ計画及び一般職業訓練実施計画に基づき、その雇用する育児休業中の有期契約労働者等が一般職業訓練を受けることを支援する事業主であること。

第百三十三条第一項第一号ニ中「ハの一般職業訓練」を「ハの一般職業訓練実施計画」に、「有期実習型訓練を開始した」を「有期実習型訓練実施計画を提出した」に改め、同項第二号中「ニまで」を「へまで」に改め、同号ホ中「前号ハ(4)」を「前号ハ(5)」に改め、「七百円」の下に「（当該派遣先の事業主が中小企業事業主である場合にあつては、八百円）」を加え、同号ホを同号へとし、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「前号ハ(3)」を「前号ハ(4)」に改め、同号ハ(3)中「七百円」の下に「（中小企業事業主にあつては、八百円）」を加え、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「前号ハ(2)」を「前号ハ(3)」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　前号ハ(2)に該当する事業主　一般職業訓練（当該事業主が自ら運営するものに限る。）の運営に要した経費並びに一般職業訓練（当該事業主が教育訓練施設等に委託して行うものに限る。）に係る入学料及び受講料の合計額（その額が、当該一般職業訓練を受けた有期契約労働者等一人につき、次の(1)から(3)までに掲げる一の一般職業訓練の実施時間数の区分に応じ、当該(1)から(3)までに定める額を超えるときは、当該定める額）

(1)　百時間未満　七万円（中小企業事業主にあつては、十万円）

(2)　百時間以上二百時間未満　十五万円（中小企業事業主にあつては、二十万円）

(3)　二百時間以上　二十万円（中小企業事業主にあつては、三十万円）

第百三十八条第二号の二の次に次の一号を加える。

二の三　事業主等（事業主若しくはその団体（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのないものを除く。）、学校教育法第百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人若しくは同法第六十四条第四項に規定する法人、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人その他身体障害者、知的障害者若しくは精神障害者又は発達障害者の雇用の促進に係る事業を行う法人をいう。第百三十八条の三において同じ。）に対して、障害者職業能力開発助成金を支給すること。

第百三十八条の二第二項中「第百十八条第三項」を「第百十八条第四項」に改める。

第百三十八条の二の次に次の一条を加える。

（障害者職業能力開発助成金）

第百三十八条の三　障害者職業能力開発助成金は、第一号に該当する事業主等に対して、第二号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主等であること。

イ　障害者（障害者雇用促進法第二条第一号に規定する障害者のうち、長期間の教育訓練が必要であると公共職業安定所長が認める六十五歳未満の求職者に限る。以下この条において同じ。）の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「障害者職業能力開発訓練」という。）の事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第一項に規定する障害福祉サービスのうち、同条第十三項に規定する就労移行支援若しくは同条第十四項に規定する就労継続支援の事業又は職業能力開発促進法第十五条の六第三項の規定に基づき国又は都道府県が公共職業能力開発施設を設置して行う職業訓練とみなして当該公共職業能力開発施設以外の施設により行われる教育訓練の事業のうち、その事業に要する費用が国の負担によるものを除く。以下この条において同じ。）に関する計画を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主等であること。

ロ　次のいずれかに該当する事業主等であること。

(1)　障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備を行う事業主等であること。

(2)　障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新を行う事業主等であること。

(3)　障害者職業能力開発訓練の事業を行う事業主等であること。

二　次のイからハまでに掲げる事業主等の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める額

イ　前号ロ(1)に該当する事業主等　障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の設置又は整備に要した費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が五千万円を超えるときは、五千万円）

ロ　前号ロ(2)に該当する事業主等　障害者職業能力開発訓練の事業を行うための施設又は設備の更新に要した費用の額に四分の三を乗じて得た額（その額が一千万円を超えるときは、一千万円）

ハ　前号ロ(3)に該当する事業主等　次に掲げる額の合計額

(1)　障害者職業能力開発訓練の事業の運営に要した費用の額を当該障害者職業能力開発訓練を受講した障害者の総数で除して得た額（(2)において「一人当たり運営費用額」という。）に四分の三を乗じて得た額（その額が一月につき十六万円を超えるときは、十六万円）に当該障害者職業能力開発訓練を受講した障害者（重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者及び就職が特に困難であると公共職業安定所長が認める障害者（(2)において「重度障害者等」という。）を除く。）の数を乗じて得た額

(2)　一人当たり運営費用額に五分の四を乗じて得た額（その額が一月につき十七万円を超えるときは、十七万円）に当該障害者職業能力開発訓練を受講する重度障害者等の数を乗じて得た額

第百三十九条の三及び第百三十九条の四中「及び第百三十三条第一項」を「、第百二十五条の四、第百三十三条第一項及び第百三十八条の三」に改め、「及びキャリアアップ助成金」を「、企業内人材育成推進助成金、キャリアアップ助成金及び障害者職業能力開発助成金」に改める。